

国保標準仕様書【第1.7版】（案） に関する意見照会について

令和8年7月10日

1.標準化の背景と検討体制

背景

- 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月閣議決定）や「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）」に基づき、令和4年8月31日に国民健康保険システム標準仕様書（以下「国保標準仕様書」という。）【第1.0版】を公開した。その後も制度改正や残課題事項、デジタル庁における検討事項等に基づき改訂を行い、令和8年1月30日に国保標準仕様書【第1.6版】を公開したところ。
- また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針（以下「基本方針」という。）」（令和5年9月8日閣議決定）にて示された令和7年度末の標準化期限を迎え、国保標準仕様書【第1.1版】に準拠したシステムによる運用が開始されたところ。
- 他方、国保標準仕様書においては、【第1.6版】公開時点で持ち越し事項とした課題が残存していることや、来年度以降の制度改正に対応する必要があることから、引き続き国民健康保険システム標準化検討会にて検討を実施し、今般、国保標準仕様書【第1.7版】（案）をとりまとめたところ。

標準化検討会の検討体制

- 標準化検討会については、これまでの国保標準仕様書の作成時と同様、検討会を親会とし主に市町村の構成員で構成される業務ワーキングチーム（以下「WT」という。）と国民健康保険システムの開発ベンダで構成されるベンダWTの合同WTにて各種議論・検討を行っている。

No.	分類	検討会	業務WT	ベンダWT
1	会議のファシリテーター	・座長	・座長	・座長
2	地方自治体	・業務WT参加団体から構成	・業務、システムに通じる市町村、都道府県の担当者 （都道府県、政令市、中核市、その他市町村で構成）	—
3	関係ベンダ	・ベンダWT参加会社から構成	—	・業務システムを開発しているベンダの担当者
4	所管府省	・厚生労働省保険局国民健康保険課 ・厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室		
5	関係府省	・デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム ・総務省自治行政局デジタル基盤推進室		
6	事務局	・国民健康保険中央会		

2.標準化の検討におけるアウトプット

- 標準化の検討においては、以下の成果物が規定される。ここで規定される内容には主に以下の考えが適用される。
 - ・機能要件や帳票要件で「実装不可」と明記されたものもしくは、記載されなかったものは「標準準拠システム」には搭載されない。
 - ・ここで記載された要件以外の機能については「標準化対象外」と明記されているケースを除き原則カスタマイズにより「標準準拠システム」に実装することもできない。
 - ・様式が規定された帳票については住民向けの通知を統一するという観点で原則「カスタマイズ不可」とされている。

項目		対象(※)	理由・詳細
業務フロー		○	業務の運用イメージを確認でき、共通理解を促すための標準的な運用モデルとして定義する。
機能要件	機能要件 システムに必要な機能の概要(●●ができること等)	○	最も効率的な運用方式を検討し、標準化する機能を定義する。 共通機能についてはデジタル庁より公開された地方公共団体システム共通機能標準仕様書(以下「共通機能標準仕様書」という。)に準拠するが、国民健康保険システムにて独自に定める機能要件については、個別に定義する。
	画面要件(専ら操作性) 画面の項目やボタン等のレイアウト、遷移の仕様等	×	カスタマイズの発生源になっている場合等を除き、原則標準化の範囲外とする
	帳票要件	○	最も効率的な運用を検討し、標準化する帳票を定義する。帳票要件として定義している帳票は、統一指針がないものであっても、データ項目を揃える観点から標準を定義する。 帳票レイアウトは共通理解を促すための標準的な様式として定義する。 なお、ここで規定された帳票については原則、カスタマイズ不可とされている。
	出力項目 帳票に印字する項目、編集仕様等	○	印字項目等を定義する。
	レイアウト 帳票の出力イメージ	○	帳票レイアウトを定義する。
	データ要件 データベースに格納する業務データの項目定義等	☆	デジタル庁より公開された地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書(以下「データ要件・連携要件標準仕様書」という。)に準拠している。
	連携要件 他業務システムとの連携インタフェースの項目定義等	☆	本事業の範囲で規定が必要と判断されるものについては機能要件として盛り込む。
非機能要件	可用性、性能・拡張性、運用・保守性、移行性、セキュリティ、システム環境・エコロジー	☆	デジタル庁と総務省より公開された「地方公共団体情報システム非機能要件の標準」に準じる方針とする。

2.標準化の検討におけるアウトプット

○ 令和8年6月に合同WT及び検討会にて以下のプロセスで検討・議論を行い、国保標準仕様書【第1.7版】（案）を作成している。

＜国保標準仕様書【第1.7版】（案）作成のプロセス＞

① 国保標準仕様書【第1.6版】公開時点の課題・検討事項や制度改正による仕様書の改訂方針について、**令和8年6月10日に実施した合同WTにて議論し、WT構成員による内容の確認を実施。**



②①で提示した改訂方針と、合同WTにて議論した結果を基に、**国保標準仕様書【第1.7版】（案）を作成。**



③②で作成した国保標準仕様書【第1.7版】（案）について、**令和8年6月25日の検討会において、改訂方針及び改版した国保標準仕様書【第1.7版】（案）を全国意見照会に提示することについて諮り、承認を得た。**

国保標準仕様書【第1.7版】（案）に反映した内容や、令和8年6月時点でも対応見送りとして国保標準仕様書【第1.7版】（案）に反映していない内容について、後述の「3.国保標準仕様書【第1.7版】（案）への反映内容と未反映内容について」に内容を示す。

検討会、合同WTの議論内容等については、「別添①_第2回国民健康保険システム標準化検討会（令和8年度改訂）資料」参照。

3.国保標準仕様書【第1.7版】（案）への反映内容と未反映内容について

- 国保標準仕様書【第1.7版】（案）へ反映した内容は以下のとおり。

詳細は、国保標準仕様書【第1.7版】（案）の反映箇所をご確認いただき、ご意見をいただきたい。

No.	カテゴリ	反映済み事項	反映内容
1	制度改正	子ども均等割保険料（税）の軽減拡充対応	子どもの均等割保険料を公費で5割軽減する措置の対象について、未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）から、 <u>高校生年代（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）まで拡充されることを受け、機能要件及び帳票詳細要件の修正を行った。</u>
2		外来年間合算の支給申請の簡素化に伴う機能要件の追記対応	外来年間合算の支給申請の簡素化に関する機能について、高額療養費の支給申請の簡素化に関する機能において規定している印字項目と定義有無の違いがあるため、 <u>システム印字項目「通知文（継続支給に関する通知文）」を標準オプション項目として追加した。</u>
3		高額介護合算の支給申請の簡素化に伴う機能要件の追記対応	「給付6 高額介護合算療養費等支給額計算結果連絡票」について、保険者及び介護保険システムへ連携する情報に追加が必要な項目があるため、 <u>システム印字項目「継続支給区分」を標準オプション項目として追加した。</u>
4	その他	納付義務者情報の項目追加対応	【第1.6版】において項目追加した <u>納付義務者情報</u> を、帳票レイアウトへ追加した。また、標準的な印字位置として帳票レイアウトを示すものの、 <u>当分の間は必要に応じて印字位置を変更可能とするよう、本紙に規定を追加した。</u>
5		事業月報及び事業年報F表の作成機能除外対応	令和8年度から事業月報及び事業年報のF表が削除されたことを受けて、 <u>給付「24.1.2 報告資料作成」に規定している事業月報及び事業年報F表に関する機能要件を実装不可機能に変更した。</u> また、 <u>資格管理の事業月報及び事業年報のE表の出力に関する要件についても、同様に修正を行った。</u>
6		「滞納64 年金等の支払状況について（照会）」の性別欄追加対応	性別の記載がないため、日本年金機構に照会に応じてもらえなかったとの問合せを受けて、税と介護の様式（性別や詳細項目の記載あり）を踏まえ、 <u>システム印字項目「性別」を標準オプション項目として追加した。</u>
7		不当利得に係る管理機能の管理項目「徴収区分（不当利得）」の実装類型の見直し対応	実装必須である機能ID：0242612（不当利得に係る管理機能）にて管理項目として規定している「徴収区分（不当利得）」について、標準オプションである機能ID：0241224（不正利得に係る管理機能）を実装しない団体においては、管理する必要がない項目であることから、 <u>管理項目「徴収区分（不当利得）」及び「不当利得」については、実装必須機能の管理項目から削除した。</u>
8		納入通知書と過年度納入通知書の要件見直し対応	現年度帳票にて規定している印字項目「被保険者所得割額算定基礎額」及び「個人別概算保険料額」について、過年度帳票に規定がないため、 <u>過年度帳票にも標準オプション項目として追加した。</u>

3.国保標準仕様書【第1.7版】（案）への反映内容と未反映内容について

No.	カテゴリ	反映済み事項	反映内容
9	その他	「賦課7 国民健康保険料（税）仮徴収額決定通知書」の分母の印字編集条件見直し対応	帳票「賦課7 国民健康保険料（税）仮徴収額決定通知書」の通番20「分母」の「印字編集条件など」に示している要件については、国民健康保険法施行規則第32条の30第2項にて示された「一般仮徴収額」の算定方法を標準的な算定方法として捉え要件を示している。 同項においては、「一般仮徴収額」以外に「市町村決定額」等、市区町村の定めにおいて徴収できることとされており、帳票詳細要件の印字編集条件の規定の通りでは実際の計算式と異なる表記となってしまう場合があるため、 帳票の分母表記を実際の計算に合わせた分母又はアスタリスクを表記可能とするよう、帳票詳細要件に補記した。
10		「収納3 口座振替開始通知」の名義人氏名欄見直し対応	帳票「収納3 口座振替開始通知」の通番18「名義人氏名」について、基本データリスト上の「口座名義人_カナ（02400220）」もしくは「口座名義人_漢字（02400221）」のいずれを印字すべきか明記されていないため、 いずれかの項目を印字すること及び帳票に印字する項目名を印字内容に合わせて「名義人カナ」と印字可能であることを帳票詳細要件に追記した。
11		社会保険診療報酬支払基金の名称変更対応	社会保険診療報酬支払基金の名称が令和8年10月より「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に変更になることを受けて、 本紙及び業務フローの該当箇所の表記を修正した。 ＜正式名称＞ 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構 ＜略称＞ DX審査支払機構
12		誤植修正等の反映	「文言統一」、「誤植」、「帳票詳細要件と帳票レイアウトの不一致」等のその他軽微な修正を行った。 ①帳票印字項目の見出し「日にち」を「日付」へ変更 ②納入通知書の加入月欄の文言の不整合修正 ③「QRコード」を「二次元コード」へ修正 ④不服申し立て先に関する教示文の要件不統一箇所の修正

3.国保標準仕様書【第1.7版】（案）への反映内容と未反映内容について

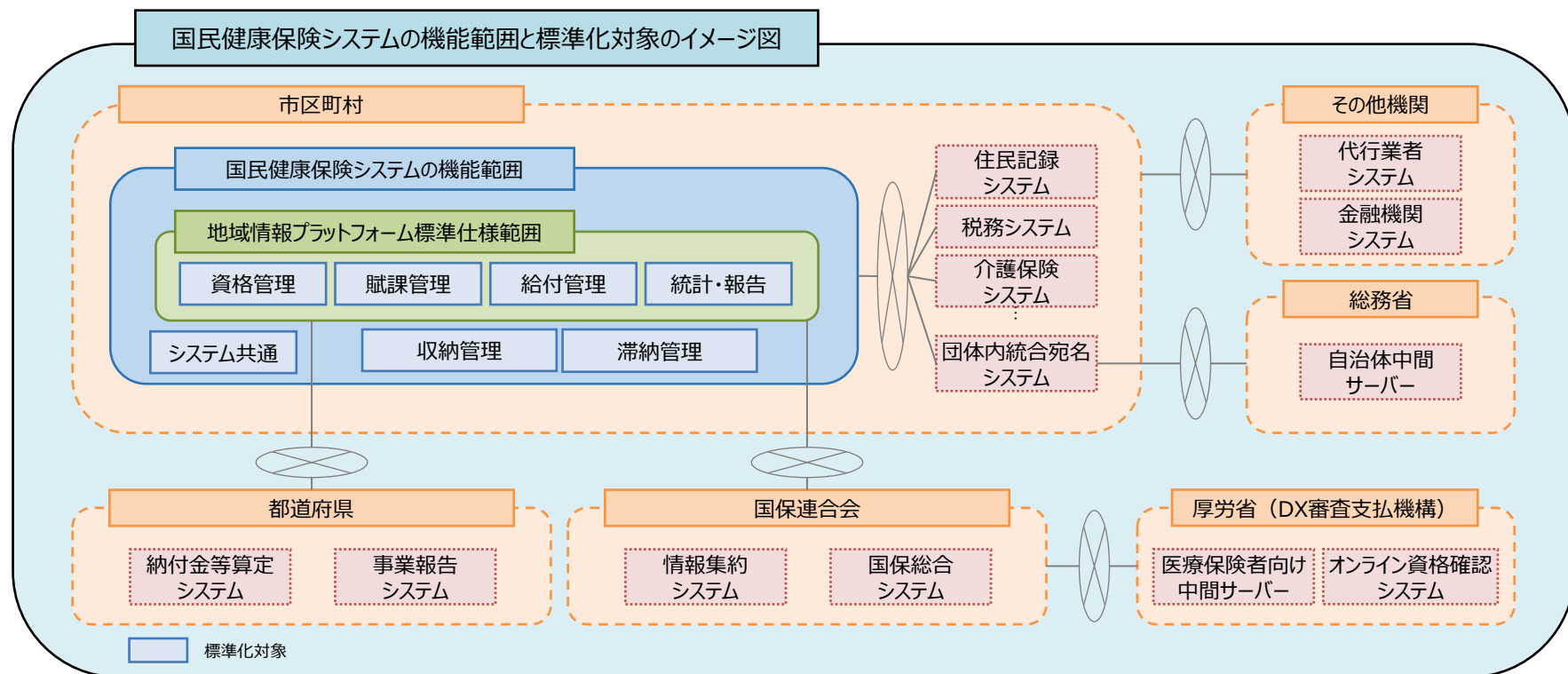
- 現在検討が進められている制度改正案件等である下記3点について、**国保標準仕様書【第1.7版】（案）**には反映していないため、これらに関するご意見はご遠慮いただきたい。なお、下記については令和9年1月の公開に向けて国保標準仕様書に反映する予定としており、仕様書案への反映が完了次第、改めて全国意見照会を実施する予定。

No.	カテゴリ	未反映事項	未反映内容・対応状況
1	制度改正	出産に係る給付体系の見直し対応	出産に係る給付体系の見直しについては、法改正により実施が決定しているものの、現時点では機能要件を整理するための詳細な制度要件が示されていないことから、【第1.7版】で改版せず、令和9年1月の公開を予定している【第1.8版】で反映する方針とするが、従来の仕組みから大きく見直され、システムへの影響範囲も大きくなる可能性があることから、 <u>8月開催予定の第2回WTにおいて、想定される機能要件（案）を提示し、ご意見をいただいた上で、仕様（案）として示す予定。</u>
2		高額療養費制度の見直し対応	高額療養費制度の見直し対応については、「健康保険法等の一部を改正する法律」が令和8年6月5日に公布されたところであるが、現時点では機能要件を整理するための詳細な制度要件が示されていないことから、【第1.7版】で改版せず、令和9年1月の公開を予定している【第1.8版】で反映する方針とする。 なお、令和8年改正分のうち、新たな機能要件の定義が必要となる年間上限に関する対応については、施行日まで1年未満での公開となってしまうが、初回の利用が令和9年10月以降になると想定されるため、これらを考慮し、 <u>8月開催予定の第2回WTにおいて、想定される機能要件（案）を提示し、ご意見をいただいた上で、仕様（案）として示す予定。</u>
3	その他	期限後における適合基準日対応	国保標準仕様書【第1.6版】において本紙「第3章 1.（16）適合基準日の考え方について」に考え方を示したところ。 同じく【第1.6版】において追加した、外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策における「収納状況の把握に係る機能」については、 <u>適合基準日に示すべき条項を、厚生労働省にて引き続き検討中のため未反映となっている。方針が示され次第、仕様書へ反映を行う予定。</u>

4.標準化の対象分野について

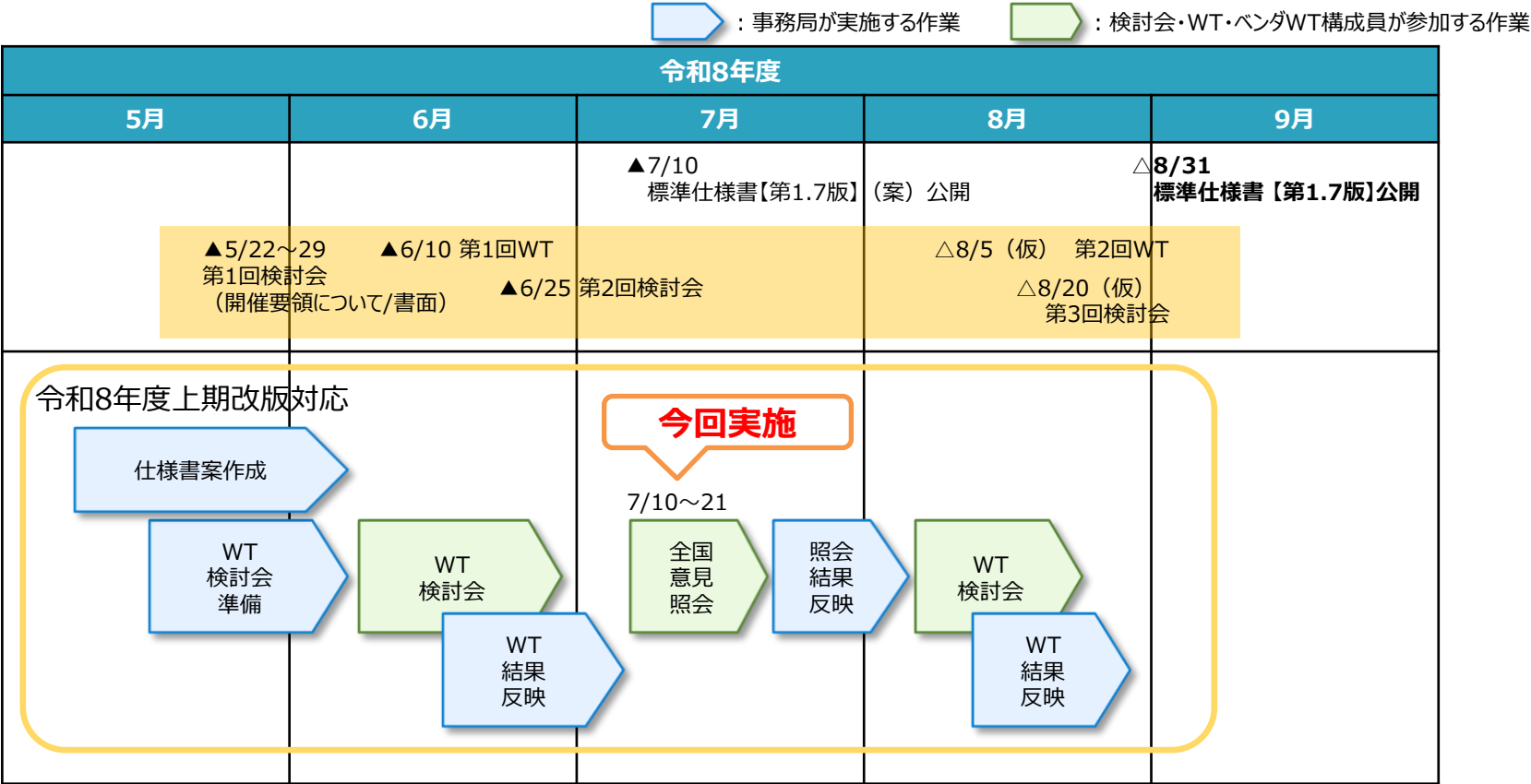
○ 国民健康保険システム標準化の対象分野の詳細について以下に記載する。

- ・国民健康保険システムにおける標準化の範囲については、標準化法第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（令和4年1月政令第1号）第15号及び標準化法第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（令和4年1月デジタル庁令・総務省令第1号）第14条に定めるとおりとし（いわゆる「資格管理」「賦課管理」「給付管理」「統計・報告」を対象とする。）、業務システムに共通して必要となる「システム共通」や、国民健康保険業務として必要な「収納管理」「滞納管理」についても対象とする。
- ・国民健康保険システムと市区町村内の他業務システム及び都道府県・国・その他外部機関等のシステムとの連携部分については、国民健康保険システムから連携情報を出力する又は連携先システムからの連携情報を取り込む機能について、標準化の対象に含めることとする。（具体的な連携項目や連携方式等についてはデジタル庁より示される連携要件にて定められる）
- ・政令指定都市に関しては、事務処理上、大規模な都市特有の要件が必要となることから、必要な要件を標準化の対象に含めることとする。
- ・「給付管理」については、市区町村毎に、国保連合会が保有する国保総合システムへ委託する場合又は委託せず自庁で行う場合で運用方法が異なるが、市区町村側で行う場合がある事務処理に関しては漏れなく標準化の対象とする。



5.国保標準仕様書【第1.7版】の検討スケジュール

- 国保標準仕様書【第1.6版】公開後、引き続き制度改正事項等による改版の検討を進め、検討会及び合同WTによる議論を行い、国保標準仕様書【第1.7版】（案）を作成した。
- 今回実施する国保標準仕様書【第1.7版】（案）に対する全国意見照会の結果の取り込みを行ったうえで、**令和8年8月末頃に国保標準仕様書【第1.7版】を公開する予定。**
- 国保標準仕様書【第1.7版】公開までの、現時点のスケジュールを以下に示す。



○ なお、**国保標準仕様書【第1.7版】で追加・変更された機能要件等の適合基準日については、令和9年度以降となる。**

6. 今回の意見照会における前提

- 標準仕様書については、一度作成して終わりとなるものではなく、その後に発生する制度改正等の内容を踏まえ、定期的にメンテナンスが行われていくものです。今回の意見照会は、国保標準仕様書【第1.6版】に対する改版内容を反映した国保標準仕様書【第1.7版】（案）について、ご意見等を伺うものです。
- 現在の国保標準仕様書【第1.7版】（案）に至るまでの検討過程等について、総括した資料が令和8年6月25日に開催した国民健康保険システム標準化検討会第2回検討会の資料「【資料No.2】第2回検討会」にてまとめられています。
検討過程に不明点などがある場合は、まずはこちらをご参照ください。
（別添①_第2回国民健康保険システム標準化検討会（令和8年度改訂）資料）
- 標準仕様書は本紙と別紙で構成されており、本紙には、標準化の背景、標準仕様書の取り扱いや考え方、別紙の前提となる事項等がまとめられていますので、別紙をご確認いただく前に必ずご参照ください。
- 帳票については外部帳票（住民向け）のみを様式として規定しています。内部帳票については標準仕様書としては規定していません。また、オンライン画面の詳細な内容等も同様に規定しておりません。これらの機能については各ベンダの創意工夫に委ねられます。
- 標準仕様書には、デジタル庁が作成するデータ要件・連携要件標準仕様書、共通機能標準仕様書がありますが、今回の意見照会では対象外となります。
- なお、機能については、標準仕様書（本紙）にも記載しておりますが、基本的に全ての市町村において必要とされるものは「実装必須」として規定されますが、一部の市町村でのみ使用することが想定されるもの等については、基本的に「標準オプション」として規定されます。

6. 今回の意見照会における前提

○ 以下の内容については、今回の意見照会の対象外とさせていただきます。

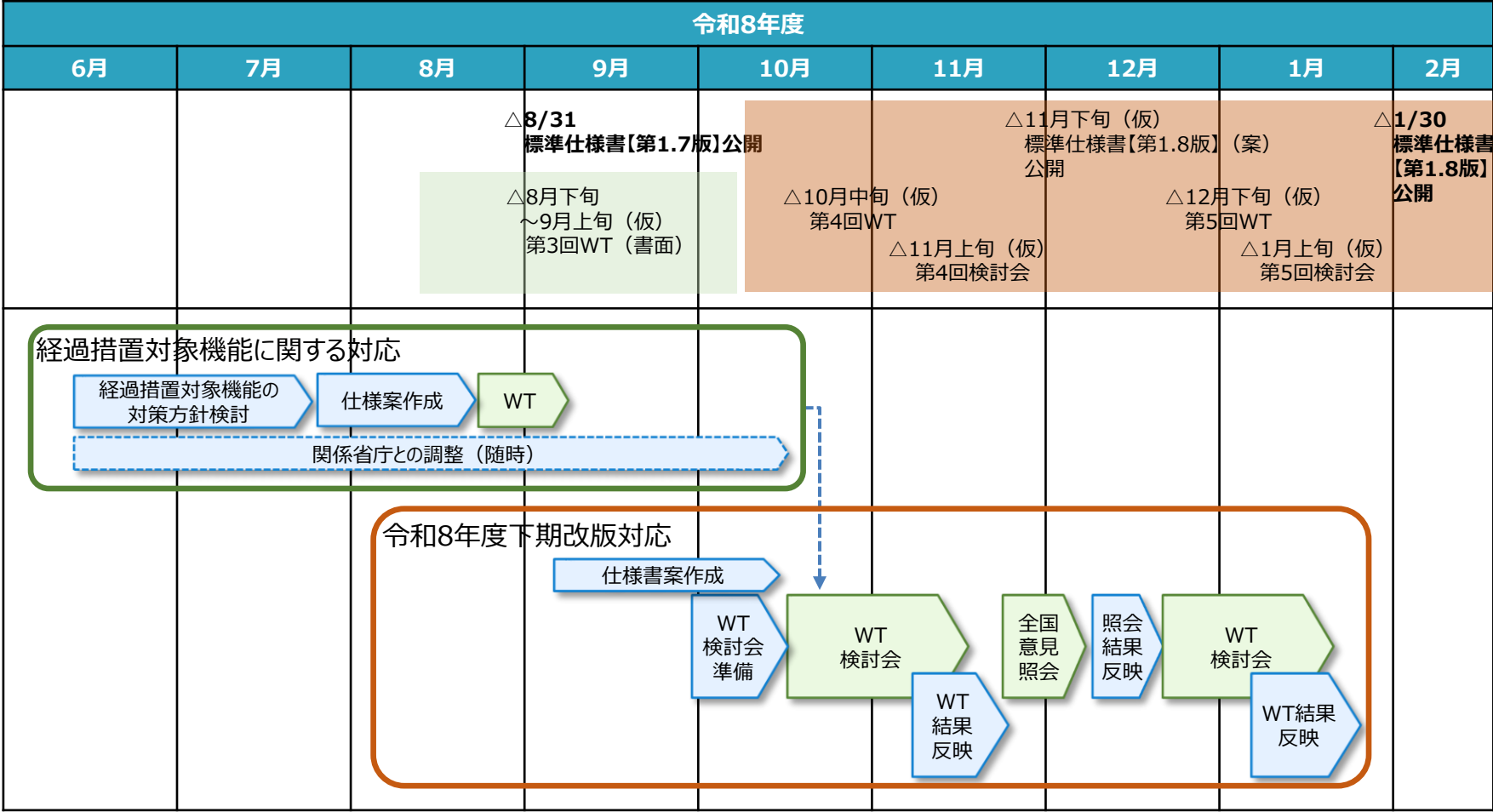
- 国保標準仕様書【第1.6版】で規定済みの要件について

今回の意見照会は、国保標準仕様書【第1.6版】に対する改版内容について、ご意見等を伺うものです。【第1.6版】からの変更点については、「05_修正事項一覧_【第1.7版】（案）」でお示ししておりますので、この内容に対してご意見を回答くださるようお願い申し上げます。

なお、国保標準仕様書【第1.6版】時点で規定済みの要件については、業務上支障があるため修正が必須と考えられる事項があった場合に限り、ご意見を承ります。その他の事項についていただいたご意見については恐れ入りますが本意見照会の対象外とさせていただきます。

7. 今後の標準仕様書の改版について

○ 今後の改版については、以下のスケジュールを予定しています。



※ 記載している標準仕様書の版数は仮の版数となります。